



Japan International Cooperation Agency

国家開発計画 (PROPENAS) 2000-2004 年



国家開発計画 (PROPENAS) 2000-2004 年

国家開発計画 (PROPENAS) 2000-2004 年
に関する
インドネシア共和国 2000 年法律第 25 号
および添付文書

JICA LIBRARY



J1165212(0)

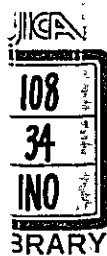
インドネシア共和国

イネ事

J R

日本語訳監修：

Bachtiar Alam, Ph.D.
(バクティアル・アラム)



JICA インドネシア事務所

**国家開発計画
(PROPENAS)
2000-2004 年**

**国家開発計画 (PROPENAS) 2000-2004 年
に関する
インドネシア共和国 2000 年法律第 25 号
および添付文書**

インドネシア共和国



1165212(0)

発刊にあたって

本日インドネシアは第56回目の独立記念日をメガワティ大統領とともに迎えています。「建国の父」と称されたスカルノ大統領の長女である第5代目のメガワティ大統領に、インドネシア国民そして世界が期待していることは正に改革の実行でありましょう。1997年のアジア経済危機の勃発により、翌年5月には32年間に及ぶスハルト元大統領の長期政権に終止符が打たれ、新しい時代への模索が始まりました。経済開発を中心としたトップダウンの国家開発を進めてきたインドネシアが、今度は真の民主主義を確立することにより、国家の開発プログラムに国民の参加を呼びかけるという大きな方向転換を決意しました。前ワヒッド政権下に国会の承認を経て法律として制定されたこの「2000-2004年 国家開発計画」こそが、その改革のシナリオと言えます。この「国家開発計画」を推進するための諸施策を勇気を持って実行していくことが、即ち改革の実行と言えるのではないのでしょうか。

私どもJICAも微力ではありますがインドネシアの発展を支援する立場から、「国家開発計画」はあらゆる事業を実施する上でその拠り所となるものです。特に今回のように大改革を内容とする「国家開発計画」は、私どもの事業実施に対しても多大な影響を与えています。開発プライオリティーの大幅な変更により、協力の重点分野も大きく変化しましたし、協力手法やアプローチも「中央から地方へ」「政府から国民、NGOを巻きこんで」というふうに変化してきています。今後も事業実施にあたってはこの「国家開発計画」を常に念頭に置き、インドネシア国民の皆様にも真に裨益する効果的な協力を実施していく所存です。

今回、私どもは「国家開発計画」の精神をインドネシア国民と同じレベルで深く理解していきたいと考え、ご多忙を極めるインドネシア大学日本研究センター所長であらせませすバクティアル・アラム先生に無理を承知で日本語訳のご協力をお願いいたしました。バクティアル先生は私どもの趣旨を理解され、すぐに快諾の返事を下さいました。ここに完成した原稿を見ておきますと、その翻訳の正確さ、的確な語彙の選択、そして何よりもわかりやすい文章は、バクティアル先生がインドネシアの政治・経済・文化について際立った博識をお持ちで、かつ日本人と同等、もしくはそれ以上の日本語能力を備えられているからこそなせる技でありましょう。この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。

最後になりましたが、「国家開発計画」は私どもJICAのみならず、インドネシアの開発に携わる全ての皆様に、是非ご一読していただきたいと考えております。各界におかれましては、その事業の推進に必ずお役に立てる一冊であることを信じております。そして今後もインドネシアと日本の更なる友好関係の発展を祈念いたします。

2001年8月17日

JICAインドネシア事務所
所長 神田 道男

監修者の言葉

32年間続いたスハルト政権が崩壊したことにより、インドネシアもさまざまな面で大きな変化を余儀なくされている。そうした変化の一つは、国家開発に対する考え方である。

「開発主義政権」とも称されたスハルト政権のもとでは、1969年から1998年まで6回に及ぶ5ヵ年開発計画(Repelita)に基づいて国家開発が進められた。

これら過去の5ヵ年開発計画の場合、5年に1度開催された国民協議会・総会(SU-MPR)が定める国策大綱(GBHN)に基づくという体裁をとりながらも、基本的にそれは大統領に率いられた行政府が作成し、大統領令(Keppres)として発令された。したがって、過去の5ヵ年開発計画の具体的内容は、政府、特に国家開発企画庁(Bappenas)のような機関が中心となって作成したものといえる。

しかし、1998年5月にスハルト政権が崩壊したことにより、従来のもっとも政府主導型の国家開発計画のもとでは一定の経済成長が達成されたにもかかわらず、貧富の差の是正、民主化の推進、法による統治の確立、地方分権の拡大などがなおざりにされたとの強い批判が噴出した。

そのため、1998年11月にハビビ政権のもとで開かれた国民協議会・臨時総会(SI-MPR)では、第7次5ヵ年開発計画(1998-2003)の法的根拠となった「国策大綱に関する1998年国民協議会決議第2号」(Tap MPR No. II/MPR/1998 tentang GBHN)を撤回・廃止するという異例の処置が取られた。

さらに、1999年10月、民主的な手続きに基づいてワヒド大統領とメガワティ副大統領を選出した国民協議会・臨時総会では、従来の5ヵ年開発計画に取って代る開発計画を策定するための「国策大綱に関する1999年国民協議会決議第4号」(Tap MPR No. IV/MPR/1999)が制定された。

民主化の時代に生まれたこの国策大綱のもっとも画期的な特徴は、その第5章において、「国策大綱の具体的実施については、大統領と国民議会(DPR)が策定する国家開発計画(Propenas)に盛り込まれた詳細な政策によって行うものとする」と述べられており、今まで大統領と政府が策定した5ヵ年開発計画から、政府と議会が協力して策定する国家開発計画への移行を宣言したことである。

このような国民協議会決議を受けて、ワヒド政権は2000年6月に国家開発計画の原案を国民議会に上程し、議会の特別委員会の審議を通して、最終的に2000年11月20日に「国家開発計画2000-2004年に関するインドネシア共和国2000年法律第25号および添付文書」が成立する運びとなった。

こうした背景から生まれた国家開発計画は、基本的人権の尊重、民主化の推進、地方分権の拡大など、過去の5ヵ年開発計画の中ではほとんど無視された課題に大きな重点がおかれたことが特徴となっている。しかし、このようにすぐれて民主的な国家開発計画がどこまで豊かで安定した国民生活の創出につながるかは、それが画期的な試みであるがゆえに、その成否もこれからの政府の具体的政策に大きく依存していることは否めない。

ただ、この国家開発計画は政府と議会が協力して策定したものであるため、2001年7月末にワヒド前大統領からメガワティ大統領への政権交代が生じた後も、法律としての拘束力を持っていることには変わりない。

したがって、少なくとも2004年までは、この国の開発問題と関わる国際機関や専門家の方々にとって国家開発計画が貴重な資料となることは間違いない。そうした意味において、国家開発計画の日本語版刊行のインドネシアチーフを取られた国際協力事業団(JICA)に敬意を表するものである。

また、国家開発計画の日本語版作成に関わった翻訳者、校閲者、レイアウト・デザイナーなど、そして内容の改善のために多くの貴重なコメントを送ってくださったJICA専門家の方々に対しては、それぞれのお名前はここに列記しないが、心から感謝の意を表したい。

国家開発計画の日本語版がインドネシアの開発に携わる国際機関や専門家の方々にも少しでもお役に立てば、監修者として最上の喜びである。日本語版作成においては細心の注意を払ったつもりだが、まだまだ至らぬ点が多いと思うので、今後とも大方の叱正を仰いでその改善に努める所存である。

2001年8月9日

インドネシア大学 日本研究センター所長

Bachtiar Alam, Ph.D.

(バクティアル・アラム)

国家開発計画 (PROPENAS) 2000-2004 年に関する インドネシア共和国 2000 年法律第 25 号

全知全能の神の導きに基づき、
インドネシア共和国大統領は、

- a. 1999-2004 年国策大綱(GBHN)に関する 1999 年国民協議会決議第 IV / MPR/1999 号は、その実施内容についての詳述を 5ヶ年国家開発計画 (PROPENAS) に委任しており、
- b. 詳細で測定可能な方針について述べている 5ヶ年国家開発計画 (PROPENAS) の主旨は、国家開発の目的を達成することであるため、
- c. 2000-2004 年国家開発計画 (PROPENAS) に関する法律を制定する必要がある

ことを考慮し、

1. 1945 年憲法第 5 条第(1)項および第 20 条第(1)項 (1945 年憲法第二修正)
2. 1999-2004 年国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決議第 IV / MPR/1999 号

に基づき、

インドネシア共和国国民議会およびインドネシア共和国大統領の共同承認のもと、

2000-2004 年国家開発計画 (PROPENAS) に関する法律を制定する。

第 1 条

2000-2004 年国家開発計画 (PROPENAS) は、5ヶ年開発の実施する上で、政府およびその他の国家機関にとっての基本とガイドラインである。

第 2 条

2000-2004 年国家開発計画 (PROPENAS) の構成は以下のとおりである。

第 1 章：序論

第 2 章：国家開発プライオリティー

第 3 章：司法分野の開発

第 4 章：経済分野の開発

第 5 章：政治分野の開発

第 6 章：宗教分野の開発

第 7 章：教育分野の開発

- 第8章：社会・文化分野の開発
- 第9章：地方の開発
- 第10章：天然資源・環境分野の開発
- 第11章：国防・治安分野の開発
- 第12章：終章

第3条

この法律に添付されている国家開発計画 (PROPENAS) 2000-2004年は、本法律と一体で不可分の構成要素である。

第4条

国家開発計画 (PROPENAS) 2000-2004年の実施の詳細については、国家予算(APBN)を含む年次開発計画(REPETA)において定める。

第5条

本法律は、制定されたその日から効力を発する。
また、全国民に告示するため、本法律の制定についてインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

2000年11月20日
ジャカルタにて制定
署名

インドネシア共和国大統領
アブドゥラフマン・ワヒド

2000年11月20日、ジャカルタにて法令化する
インドネシア共和国国家官房庁長官

署名
ジョハン・エフェンディ

2000年インドネシア共和国官報第206号：この写しの内容は、原本と同じであることを証明する。

インドネシア共和国内閣官房庁、第一法規局局長
署名

ランボック V. ナハタンズ

目次

第1章 序論	1
A. 総論	1
B. 国家開発の目的と目標	1
C. 国家開発計画の基盤	2
D. 記述体系	3
第2章 国家開発のプライオリティー	5
A. 総論	5
1. 社会的対立と民族分離気運の高まり	5
2. 難航する司法および人権の確立	5
3. 経済再建の遅れ	5
4. 国民福祉の低下、社会病理の蔓延、文化の活力の低下	6
5. 地方・社会の開発能力の伸び悩み	6
B. 国家開発のプライオリティー	7
1. 民主的な政治システムの構築および国家統一・団結の維持	8
2. 法による統治およびグッド・ガバナンスの確立	8
3. 経済再建の促進および国民経済システムに基づく持続的で公正な開発基盤の強化	9
4. 国民福祉の向上、宗教生活の質的改善、活力ある文化の創出	11
5. 地方開発の推進	12
C. 国家開発計画	13
第3章 司法分野の開発	15
A. 総論	15
B. 政策指針	15
C. 開発プログラム	16
1. 法制度整備プログラム	16
2. 司法機関およびその他の法務執行機関の能力拡大プログラム	16
3. 癒着・汚職・縁故主義および人権侵害事件の解決に関するプログラム	17
4. 法に対する認識の向上と法を尊重する文化造りのためのプログラム	18
D. 司法分野の開発プログラムのマトリックス表	19
第4章 経済分野の開発	25
A. 総論	25
B. 政策指針	26
C. 開発プログラム	27
1. 貧困削減と社会の基本的ニーズの充足	28
1.1 貧困削減	29
1.1.1 貧困家庭向け生活必需品供給プログラム	29
1.1.2 貧困層の事業能力開発プログラム	29
1.2 労働部門の開発	29
1.2.1 雇用機会の拡大増進プログラム	30
1.2.2 労働力の質と生産性向上プログラム	30
1.2.3 労働組織の保護と育成プログラム	30
1.3 社会保障基金制度の開発	31
1.3.1 社会保証制度の開発プログラム	31
1.3.2 社会保険プログラム	31
1.4 農業、食糧、水資源の開発	32
1.4.1 アグリビジネス開発プログラム	32
1.4.2 食糧備蓄の改善プログラム	33
1.4.3 水利開発および管理プログラム	35
2. 零細・中小企業および協同組合の開発	36

2.1 良好な事業環境の創出プログラム	36
2.2 生産的資源へのアクセス向上プログラム	37
2.3 零細・中小企業および協同組合における事業家精神と競争力育成プログラム	37
3. 経済と財政の安定化政策	38
3.1 経済の安定を維持する調整活動の促進	38
3.1.1 経済の安定を維持する調整活動の促進プログラム	38
3.2 国家財政の管理効率の向上	39
3.2.1 歳入増大プログラム	39
3.2.2 歳出の有効化プログラム	39
3.2.3 政府債務の管理プログラム	39
3.3 金融機関の開発	40
3.3.1 金融機関開発プログラム	40
3.4 銀行・産業界再編の迅速化	41
3.4.1 銀行再編プログラム	41
3.4.2 民間債務の処理・監督プログラム	41
3.5 経済の地方分権化の実践	42
3.5.1 中央・地方財政の均衡化実践プログラム	43
4. 競争力の強化促進	43
4.1 輸出の促進	43
4.1.1 輸出促進プログラム	44
4.2 競争力に優れた産業の開発	44
4.2.1 生産・流通基盤の整備・強化プログラム	45
4.2.2 競合的、非差別的な制度・環境強化プログラム	46
4.3 市場機構の強化	47
4.3.1 市場機構の強化プログラム	47
4.4 観光開発	47
4.5 科学・技術能力の向上	48
4.5.1 実業界における科学・技術の促進プログラム	48
4.5.2 技術情報の普及プログラム	48
5. 投資の促進	49
5.1 外国投資および国内投資の促進	49
5.1.1 外国投資および国内投資の促進プログラム	49
5.2 資本市場の開発	49
5.3 国営企業再編の迅速化	50
5.3.1 国営企業の再編プログラム	51
6. 経済開発支援のための施設とインフラ整備	51
6.1 公共用施設およびインフラのサービス・レベルを維持するためのプログラム	51
6.2 公共施設・インフラ部門の再編・改革続行プログラム	52
6.3 公共用施設およびインフラ・サービスに対する住民のアクセス向上プログラム	53
6.4 運輸関係施設・インフラの開発プログラム	54
7. 豊かな天然資源の継続的利用	55
7.1 海洋開発プログラム	55
7.2 森林・耕地の開発・管理プログラム	56
7.3 水資源の開発・管理プログラム	58
7.4 鉱物資源の利用プログラム	58
D. マクロ経済の枠組み	59
1. マクロ経済政策の方向	59
2. 経済状況の概要	60
3. 経済構造	63
4. 国際収支	65
5. 国家財政	67
6. 金融	69
E. 経済分野の開発プログラムのマトリックス表	70

第5章 政治分野の開発	83
A. 総論	83
B. 政策指針	83
1. 国内政治	83
2. 国際関係	84
3. 行政	84
4. 情報通信とマスメディア	85
C. 開発プログラム	85
1. 国内政治	85
1.1 政治機構改善プログラム	85
1.2 政治プロセスの質向上プログラム	85
1.3 政治文化の育成プログラム	86
2. 国際関係	86
2.1 対外政策および外交の強化プログラム	86
2.2. 国際経済協力促進プログラム	87
2.3 犯罪人の送還条約拡張プログラム	87
2.4 二国間・地域間・グローバル/多国間協力促進プログラム	87
3. 行政機関	88
3.1 政府官僚監視プログラム	88
3.2 組織・行政体系整備プログラム	88
3.3 公共サービス改善プログラム	89
3.4 人的資源能力開発プログラム	89
4. 情報通信とマスメディア	89
4.1 情報・通信、マスメディアの開発プログラム	89
4.2 報道・情報、マスメディアのインフラ改善プログラム	90
4.3 開発に関する情報サービスの質改善プログラム	90
D. 政治分野の開発プログラムのマトリックス表	91
第6章 宗教分野の開発	95
A. 総論	95
B. 政策指針	95
C. 開発プログラム	95
1. 宗教生活のためのサービス改善プログラム	96
2. 宗教の理解・実践および信仰者間の親睦向上プログラム	96
3. 宗教教育の質改善プログラム	97
4. 宗教組織および伝統的宗教教育機関の育成プログラム	97
D. 宗教分野の開発プログラムのマトリックス表	99
第7章 教育分野の開発	101
A. 総論	101
B. 政策指針	101
C. 開発プログラム	102
1. 初等・幼児教育プログラム	102
2. 中等教育プログラム	103
3. 高等教育プログラム	104
4. 学校外教育育成プログラム	105
5. 国民教育開発の同期化・調整プログラム	106
6. 科学・技術の研究および研究者の能力開発プログラム	106
7. 科学・技術の自立・発展促進プログラム	107
D. 教育分野の開発プログラムのマトリックス表	108
第8章 社会・文化分野の開発	111
A. 総論	111

B. 政策指針	111
1. 保健と社会福祉	111
2. 文化、芸術、観光	111
3. 女性の地位と役割	112
4. 青年とスポーツ	112
C. 開発プログラム	112
1. 保健・社会福祉プログラム	112
1.1 健康な環境、健全な生活姿勢、社会エンパワメント・プログラム	112
a. 健康的な環境	112
b. 健全な生活姿勢と社会のエンパワメント	113
1.2 保健対策プログラム	114
1.3 国民の栄養状態改善プログラム	115
1.4 保健システム育成プログラム	116
1.5 薬品・食品・危険物質管理プログラム	116
1.6 保健開発政策・管理プログラム	117
1.7 社会福祉開発プログラム	117
1.8 社会サービスの管理およびプロフェッショナリズム改善プログラム	118
1.9 社会問題対策の政策調整プログラム	119
1.10 社会問題情報システム開発プログラム	119
1.11 人口政策の開発および調整プログラム	119
1.12 家族エンパワメント・プログラム	120
1.13 青年生殖保健プログラム	120
1.14 家族計画(KB)プログラム	120
1.15 家族計画プログラム関連組織およびネットワーク強化プログラム	121
2. 文化・芸術・観光プログラム	121
2.1 文化の保護と開発プログラム	121
2.2 観光開発プログラム	122
3. 女性の地位・役割プログラム	122
3.1 女性の生活の質改善プログラム	122
3.2 女性エンパワメント政策開発・調整プログラム	123
3.3 社会の役割向上およびジェンダー問題主流化組織のエンパワメント・プログラム	123
4. 青年・スポーツプログラム	124
4.1 スポーツ政策開発・調整プログラム	124
4.2 スポーツおよび体育普及プログラム	124
4.3 スポーツ才能育成プログラム	124
4.4 スポーツ記録向上プログラム	125
4.5 青年育成政策の開発・調整プログラム	126
4.6 青年参加促進プログラム	126
D. 社会・文化分野の開発プログラムのマトリックス表	129
第9章 地方の開発	135
A. 総論	135
B. 政策指針	137
1. アチェ特別州	137
2. イリアン・ジャヤ	137
3. マルク	137
C. 開発プログラム	138
1. 地方自治促進プログラム	138
1.1 地方政府要員の能力向上プログラム	138
1.2 地方政府組織の能力向上プログラム	138
1.3 地方財政管理機能の改善プログラム	138
1.4 NGO 組織強化プログラム	139
2. 地域開発の迅速化	139

2.1 地域経済成長プログラム	139
2.2 戦略的地域および高度成長地域開発プログラム	139
2.3 村落開発プログラム	140
2.4 都市開発プログラム	140
2.5 住宅地開発プログラム	140
2.6 居住施設・インフラ開発プログラム	141
2.7 後進地域開発プログラム	141
2.8 境界地域開発プログラム	141
2.9 区画整理プログラム	142
2.10 国土管理プログラム	142
3. 社会のエンパワメント	142
3.1 住民組織強化プログラム	142
3.2 貧困層エンパワメント・プログラム	143
3.3 住民の自営能力促進プログラム	143
4. アチェ、イリアン・ジャヤ、マルクに対する特別措置の迅速化	143
4.1 アチェ特別州プログラム	143
4.2 イリアン・ジャヤ州特別プログラム	144
4.3 マルクおよび北部マルク特別プログラム	144
D. 地方開発プログラムのマトリックス表	146
第10章 天然資源・環境分野の開発	151
A. 総論	151
B. 政策指針	152
C. 開発プログラム	152
1. 天然資源と環境に関する情報の開発とアクセス向上プログラム	152
2. 天然資源の管理運営、保全、リハビリテーションの効果向上プログラム	152
3. 環境の破壊・汚染の防止・管理プログラム	153
4. 天然資源管理と環境保全に関する機関および法の確立プログラム	153
5. 天然資源管理および環境保全における住民の役割向上プログラム	154
D. 天然資源・自然環境分野の開発プログラムのマトリックス表	155
第11章 国防・治安分野の開発	157
A. 総論	157
B. 政策指針	157
C. 開発プログラム	158
1. 国防	158
1.1 国防開発プログラム	158
1.2 国防支援開発プログラム	159
2. 治安	159
2.1 治安と社会秩序の維持開発プログラム	159
2.2 国内治安の開発プログラム	160
D. 国防・治安分野の開発プログラムのマトリックス表	161
第12章 終章	163

第1章 序論

A. 総論

1999年10月19日に開催された国民協議会（MPR）総会第十二本会議において、国民協議会は1999-2004年国策大綱（GBHN）に関する1999年国民協議会決議第IV/MPR/1999号を可決した。この1999-2004年国策大綱は、国家の高等機関を含む政府機関および国民が、同期間中、行政を行い、開発の維持・修復・強化を進める上でのガイドラインとなるべき指針をまとめたものである。

1999-2004年国策大綱に則り、この指針は大統領と国民議会（DPR）が共同で作成する5ヶ年国家開発計画（Propenas）の中に盛り込まれる。さらに、国家開発計画の詳細については、同じく大統領が国民議会と共同で定める国家予算（APBN）を含む年次開発計画（Repeta）において定められる。

国家開発計画とは、1999-2004年国策大綱の具体化として5年間の開発計画を示すものである。したがって、国家開発計画の対象期間は2000-2004年である。国家開発計画が2000年末に施行されたとしても、実際には、1999-2004年国策大綱の理念は2000年度国家予算編成にすでに反映されている。これは、1999-2004年国策大綱実行の初年度においては、大統領が円滑な国家行政を維持しながら国家開発計画および年次開発計画を練ることができるよう、その準備・体制を整えるための猶予期間を与えるためである。また、1999-2004年国策大綱に基いた年次開発計画が未完成の間は、政府はそれ以前の国家予算案を活用することができる。このような背景から、2000年においては新たな基準が準備中であるため、あらかじめ組まれていた国家予算案を採用することになった。

国家開発計画は、国家レベルの開発計画である。と同時に、民族のビジョンおよびミッションの達成についてのインドネシア社会のコンセンサスおよびコミットメントでもある。したがって、5年間の開発で何を優先していくかという点で、様々な階層から成る社会全体の視点および足並みを揃えることが国家開発計画の役割であるとも言える。

国家開発計画の編纂は透明性を維持した方法でなされ、この編纂には政府・経済界・教育界・NGOの各関係者、および中央・地方の専門家らを参加させている。各界の関係者が、もれなく国家開発計画の編纂に関与し、これを共有しているという意識を持つために様々な策を講じた。そのため、国家開発計画は中央政府だけのための開発計画ではなく、国民にとっての開発計画となりえている。また、国家開発計画は、開発任務を遂行する上で国家の全高等機関にとっての「傘」となるものである。さらに、国家開発計画の編纂を透明な方法で進めることが、政府の責任感を高め、政府により良い行政を達成させることにつながる。

国の高等機関、省、および省以外の政府機関は戦略計画（Renstra）を策定し、地方政府は地方開発計画（Propeda）を策定する。戦略計画および地方開発計画は、国家開発計画に基づいていなければならない。地方開発計画については、その中で各地方の必要に応じたプライオリティーを定めることが可能である。

国家開発計画は、過去の5ヶ年開発計画とは性格を異にする。なぜなら、国家開発計画は、中央（省/非省政府機関）および地方（地方政府）における開発実行者に対して、より自由な活動範囲を認めているからである。これは、国家開発を含む国政のあらゆる側面で地方分権化を促進するという精神を反映するものである。

B. 国家開発の目的と目標

国家開発の目的および目標は、1999-2004年国策大綱が表明しているビジョン並びにミッションに基づいている。つまり、1999-2004年国策大綱のビジョンこそが国家開発の目的であり、またそのミッションこそが国家開発の目標である。

1999-2004年国策大綱のビジョンとは、健康で、自立し、信仰を持ち、敬謙で、道徳心・愛国心に満ち、法と環境を尊重し、科学技術に見識があり、高度な職業倫理を持ち規律正しいインドネシア国民に支えられ

た統一国家インドネシア共和国の中に、平和で、民主的で、公正で、競争力を備えた、進歩的かつ幸福な社会を造り上げることである。

インドネシア民族の将来のビジョンを実現すべく、1999-2004年国策大綱は目標となるミッションを次のように定めている。

- (1) 社会・国民生活、国政の中で、一貫して建国5原則パンチャシラを実践する。
- (2) 社会・国民生活、国政のあらゆる側面において国民の主権を確立する。
- (3) 全能の神への信仰心を高め、また道徳心に満ちた、寛容で、和やかで、平和な、多様な宗教者間の共和を高めるべく、日常生活の中で宗教の教えを実践する。
- (4) 安全で、秩序正しく、平和な社会の創出。
- (5) 公正で真実を重んじ、法のもとでの平等性と基本的人権を保障する国家法律システムの創出。
- (6) 独自の個性を維持しながらもダイナミックで創造的な、グローバリゼーションにも耐えうる社会文化生活の実現。
- (7) 天然資源、および生産的かつ自主的で、競争力に富み、環境を尊重し、耐久力のある人的資源を基盤とする公平な市場メカニズムに支えられた国民経済システムを開発することにより、社会および国家全体、特に中小企業および協同組合の経済力を強化する。
- (8) 統一国家インドネシア共和国という枠組みの中で、地方開発および成長の均衡化を進めるため、地方自治を実現する。
- (9) 一定の水準と尊厳を満たした国民生活を達成すべく、その質を改善し、基本的ニーズすなわち食料、衣料、住居、健康、教育、および雇用機会の充足を第一課題とすることで、国民福祉の充実をはかる。
- (10) 社会に奉仕し、プロフェッショナルで、有能かつ生産的で、汚職・癒着・縁故主義から解放された、透明な国家官僚機構を築く。
- (11) 民主的で良質な国家システムおよび風土を作り上げ、高度なモラルをもち、クリエイティブかつ革新的で、民族主義的定見を有し、賢明・健全で、規律正しく、責任感をもち、科学技術を修得し熟練した国民を創出すべく、インドネシア国民の質を高める。
- (12) 地球規模の発展において国家利益を維持するために、独立し、尊厳をもち、自由で能動的な外交政策を実現する。

以上のミッションの遂行は、統一国家インドネシア共和国という枠組みにおける民主的政治システムの構築をもたらし、また法のもとでの平等性および公明な政治の確立、国民的経済システムに支えられた経済の復興、国民福祉と信仰生活の向上、活力に富んだ文化の創造、そして地方開発の促進をもたらすものである。

C. 国家開発計画の基盤

国家開発計画は、建国5原則パンチャシラを理念的基盤とし、1945年憲法を法的基盤とし、1999-2004年国策大綱の実施基盤として編纂された。国家開発とは、1945年憲法の前文に述べられている国家の目的、すなわち、インドネシア民族および全国民を保護し、公共の福祉を改善し、国民の教育・啓蒙につとめ、民族の独立、恒久平和、社会正義に基づいた国際秩序の維持に参加することを達成するための、一般社会、民族、国家の生活全般に関わる一連の持続的な事業である。

1945年憲法の前文に強調されている国家の目的は、民族の統一と団結を重要視すると共に、建国5原則パンチャシラならびに1945年憲法に則り、民主的で国民の主権を尊重する行政を行うことで達成される。また、行政は、国家の最高決議機関(国民協議会・MPR)並びに高等機関が、インドネシア共和国領域に存在する全インドネシア国民と協力し、国民生活のあらゆる局面における国家開発を通じて実行するものである。そして、国家開発は、先進的な他の民族と同列・同程度の生活を実現するための国力を強化すべく、計画的、総括的、総合的に、段階的かつ継続的に進められる。

開発の目的を達成するため、1999-2004年国策大綱は、今後5年間における開発の指針として、現時点における国政の一般情勢と、ビジョン、ミッション、ならびに開発政策の方向を示している。1999-2004年国策大綱が示している国政の一般情勢と、ビジョン、ミッション、ならびに開発政策の方向は、国家開発計画

編纂のための作業基盤となっている。

D. 記述体系

1999-2004年国策大綱において9つの分野に分けられている開発の指針について体系的に言及するため、国家開発計画は次の各章により構成されている。

- 第1章 : 序論
- 第2章 : 国家開発のプライオリティー
- 第3章 : 司法分野の開発
- 第4章 : 経済分野の開発
- 第5章 : 政治分野の開発
- 第6章 : 宗教分野の開発
- 第7章 : 教育分野の開発
- 第8章 : 社会・文化分野の開発
- 第9章 : 地方の開発
- 第10章 : 天然資源・環境分野の開発
- 第11章 : 国防・治安分野の開発
- 第12章 : 結論

各章においては、それぞれの開発分野について詳述する他、1999-2004国策大綱の指針、国家プログラム、およびその成果をはかるための尺度/パロメータをまとめたマトリックスが添えられている。

また、「経済の開発」の章については、マクロ経済の枠組みを添えた。マクロ経済の枠組みは開発のプライオリティーの全てが達成された場合のマクロ経済規模の概要を述べたものである。

第2章 国家開発のプライオリティー

A. 総論

現在、インドネシア民族が置かれている状況は、極めて複雑で、多様な問題をはらんでいるため、これに対する真剣な取り組みが求められている。1999-2004年国策大綱（GBHN）に述べられている一般情勢および政策指針によると、現在インドネシア民族の抱えている問題は、次のとおり5つに識別することができる。

1. 社会的対立と民族分離気運の高まり

全国民および政府、ならびに民族のすべての構成要素が、統一国家インドネシア共和国の確立と維持に力を注いでいるものの、統一国家インドネシア共和国の保全に対する脅威・障害・問題はまだ存在している。

過去、大統領府の監督下において集権的かつ閉鎖的であった行政権の権力が、各組織、特に一般社会組織を機能不全に陥らせ、また権力の乱用を蔓延させてきた。中央と地方の関係のメカニズムも、中央集権的になりやすく、社会正義の実現と開発の成果の均衡化を妨げた。

他方では、対立を招きやすい多様性の問題、具体化されていない地方自治、中央集権的で権威的な印象を拭い切れない政策、および政府の不正行為などが、国際政治状況の動揺や扇動に誘発されて民族分離の気運を煽ってきた。

マルク諸島およびその他の地域で高まりを見せている民族分離の気運や社会対立は、統一国家インドネシア共和国の領土保全に障害をもたらしている。早期に対策を講じなければ、この現象は、民族および国家の存続をも脅かしかねない。また、アチェ特別州およびイリアン・ジャヤ州においては、中央政府の政策に対する不満がより強く叫ばれており、適確かつ早急な措置を要する状態にある。

スハルト政権を打倒した改革の動きは、政治分野の進歩と、国民主権を確立するための努力を促進し、政府の独占的な役割を縮減させるとともに、政治面における一般社会の役割を高めた。このことは、1998年国民協議会臨時総会の開催、多数の政党の参加を見た1999年総選挙、国家公務員および国軍・警察の中立化、国民による参政の高まり、報道の自由、1999年国民協議会総会の開催等に反映されている。しかしながら、民主主義の発展のための方向性はまだ確立されておらず、一般社会の要求も十分に満たされていない。

2. 難航する司法および人権の確立

総合的な法制度の改善が実施されていないために、司法・人権（HAM）の確立は難航している。法令作成の増加、法務執行機関の能力向上、法務執行のためのインフラ設備の整備に、法務執行機関のモラルとプロフェッショナリズムの改善、法分野における公的サービスの質と意識の改善が伴っていないのが現状である。その結果、法のもとでの平等性と法の確実性が達成されず、法治国家の確立を停滞させている。

また、一般行政および開発の各分野における癒着・汚職・縁故主義（KKN）の撲滅が叫ばれているが、法を適用・徹底するための実質的な取り組みや、法の執行機関を含む政府の真剣な姿勢を伴っていない。さらに、司法プロセスに外部者の介入や影響が存在することも、行政の改善を益々難航させている。

このような状況が、司法の確立と法のもとにおける国民の保護、および基本的人権の尊重を妨げており、暴力、差別、および権力の乱用など、様々な人権侵害をもたらしている。

3. 経済再建の遅れ

経済分野の改革プログラムを通じた経済危機打開策が講じられているものの、満足いく成果はあがっていない。この経済再建プロセスの遅れは、特に2つの要因によるものである。まず一つは、これまでの経済分野における政策が、中央集権を基本とし、政府の過剰な干渉の下で進められたため、経済面における主権

を国民から奪い、市場メカニズムが効果的に機能しなくなったこと。もう一つは、中央・地方間、各地方間、各事業者間、および各所得階層間の経済的格差が生活のあらゆる局面にまで広がり、経済構造がそれに歯止めをかけることができなくなっていることである。これを象徴するのが、いまだ勢いの弱まることのない独占事業や、集中的に経済力を握る一部の地方や特定グループの存在である。

上記以外では、不安定な治安や社会秩序、法の確立の難航、および相変わらず横行している癒着・汚職・縁故主義（KKN）が経済再建を遅らせている要因として挙げられる。

経済再建の遅れは、失業率の上昇、貧困層の拡大、国民の健康の低下、労働者の権利・保護の低下を引き起こした。そればかりか、5歳以下の幼児の栄養失調率を上昇させ、その結果、次世代の体力・知力までも低下させることになっている。

経済再建の目的は、適正な成長率と開発成果の均衡配分を取り戻し、持続可能な開発を達成することにある。この目的を達成するための必須条件は、環境および自然保護に基づいた天然資源の利用である。無秩序な方法で行われて来たこれまでの天然資源利用は、環境・自然破壊を引き起こし、開発の持続性を脅かすものであった。

4. 国民福祉の低下、社会病理の蔓延、文化の活力の低下

国民の福祉は、物質的にも精神的にも充実しているとは言えない。経済危機は国民の所得を低下させ、貧困ライン以下の生活を強いられている人々を増加させた。また、経済危機の間に悪化した教育の質および国民の健康状態は、さまざまな真剣な取り組みを要するまでになっている。さらに、これまで見えなかったさまざまな社会問題が表面化した。そのため、一部の民衆が抱えている不満が暴動や身勝手な制裁行為を引き起こしている。

教育分野における目下の問題は、被教育者の個性や性質を伸ばす上で、教育が十分な効果を発揮していないことであり、このことが、個性および人生の意義についての認識の喪失を招いている。教育者の態度・行動、教育環境、家族の役割は、道徳的・宗教的価値観を育む上で重要な要素である。また、その他に問題視されているのは、道徳の科目や宗教教育が実践的な訓練を通じて行われておらず、日常生活での行動に反映されていないことである。その結果、許容力や協調性、社会の多様性を理解するのに必要な繊細さが社会全体に欠如する傾向にある。

宗教生活については、一般社会の神に対する信仰心の質が向上された保証もまだ無い。汚職、犯罪、違法薬物の使用、道徳、倫理観、公序良俗に反する行為など、社会病理の蔓延が、宗教生活における形式的な行為と日常生活とのギャップの大きさを物語っている。

行政、立法機関、司法機関、および社会の重要ポジションに就く女性がなお少数でしかないことから判るように、社会における女性の地位や役割は、いまだ従属的なものであり、男性と同等なパートナーとして見なされるには至っていない。

5. 地方・社会の開発能力の伸び悩み

地方の発展にとっての阻害要因のひとつは、地方が地方自らの問題を自主的に解決するための適切な機会を与えられていないことである。また、これに拍車をかけたのが特に政治経済セクターにおける著しい中央集権化であった。このような行き過ぎた中央集権化は、中央政府が地方に過剰に干渉し、地方社会の持つ創造の機会、および経済・社会・政治的権利獲得の機会を奪ったとの印象を与えたため、国と地方の行政間に大きな不和を生みだしただけでなく、地方社会における不平等感を煽る結果を招いてきた。そのため、地方開発を推進すべく、広範に渡った、実質的で、自己責任に基づいた地方自治の推進、および地方住民の自助能力促進のための努力が開始されている。

地方自治推進における基本的な問題は、開発対象の広さにあり、特に地方行政機関の準備体制や能力、ならびに地方開発資源の運用に関する規定がなお不十分な状況にあることである。

経済危機は、全地方の経済情勢を悪化させたが、各地方の受けた影響はそれぞれ異なったものであった。地方開発推進および地方間成長率の均衡化をねらった地方経済開発および地域開発は、天然資源利用、資本調

達、政府・住民・民間によるパートナーシップの不足という壁に突き当たっている。その他の阻害要因は、区画整理計画に基づいた区域利用が実行されていないことであり、また環境破壊をもたらすような土地の所有・利用状況である。地域開発の制約となっているのは、開発対象地域の面積に相応したインフラ設備の有無とその状態、さらにそれを限られた資金で準備しなければならないということである。このことから、インドネシア東部を含む国境地域およびその他の後進地域の開発には特別な配慮が必要と言えよう。

一方、社会・住民の持つ能力の開発（エンパワメント）については、一般社会が政府サービスを利用しようとする際のアクセスルートが未発達であること、および社会、特に社会の底辺グループの立場に立ったサービスを提供するための意識が政府官僚の間で弱いことが基本的な問題として挙げられる。

上記の5つの基本的問題を全体的に捉えると、生活の質の低下、民族のアイデンティティーの希薄化、開発における地方のイニシアチブの欠如が傾向として見えてくる。このような状態において、インドネシア民族、特に政府機関、政治家、コミュニティー・リーダーに求められるのは、インドネシア民族の尊厳・価値および福祉を改善すべく、一団となってあらゆる分野の改革に全力を注ぐことである。

B. 国家開発のプライオリティー

国家開発のプライオリティーは、1999-2004年国策大綱にまとめられたミッションを実行し、国家開発のビジョンを具体化するために設定された。このプライオリティーの設定においては、過去の開発の経験と、将来予想される状況の推移が考察された。

これまでの行政に潜在していたさまざまな欠陥は一挙に表面化し、これが社会生活の節々にまで及んでおり、早急な措置を要することを現状は示している。これらのさまざまな問題は相互に絡み合っており、その解決は経済危機の勃発によって益々難航している。逆に言えば、その他の分野の問題が解消されない限り、特に治安や秩序が改善されない限り、経済問題を解決することは不可能だと言える。治安および秩序の改善を実現するには、政治・経済問題だけでなく、その他の国家問題についての決定に一般社会を巻き込む必要がある。そして、開発への参加を社会へ呼びかけるには、まず民主主義の確立がなされなければならない。

民主化のプロセスは、クリーンな政府による法治国家が確立されて初めて実行可能となる。過去の経験から言えることは、法的な保障の欠如は、腐敗し国民の声に対し鈍感な政府に対する信用をさらに失わせ、そのことが長期化した危機からの脱出を停滞させている。

民主主義の芽生え、法のもとでの平等性、さらにグッド・ガバナンスの確立は、さまざまな社会不満を軽減し、社会生活に治安と秩序を回復させる。政府に対する国内および国外の経済界の信用回復には、治安および秩序の回復が前提となる。また、こうした信用回復がこの国の経済再建にとって絶対不可欠である。

経済再建は、消費者・労働者・事業主といった社会一般の能力改善（エンパワメント）を伴ったものでなくてはならない。小規模経済活動の実行者らは、政府の注意が大規模経済活動の利益ばかりに向き、自分たちは無視されていると感じている。一方、地方は、政府が地方のイニシアチブに対し鈍感であることに対する不満を抱えている。そして、このような状況が長く続いたことが、開発の計画・実行・監視に対する社会、特に低所得層のイニシアチブを益々喪失させる結果を招いている。したがって、国民協議会が決議した国民経済システムを確立するには、経済開発の再調整が必要である。

国民経済システムにおいては、社会のいかなる階層も、さまざまな経済活動に活発に参加し、生活レベルを向上させるために、その能力を伸ばす権利と機会を得ることが必要である。グローバリゼーションの過程で最も重要となるのは、国の競争力を高めるために、社会のイニシアチブを優先する開発や商業活動についての阻害要因を解消することである。他方で、社会が外国文化の良い部分を取り入れ、悪い部分の流入を阻止することができるよう、文化の活力を維持することが極めて重要である。

文化の活力を維持し、国民の福祉を改善することは、健全で、教養を備え、男女差別（ジェンダー）を否定し、自分に合った文化の中に自らを置き、それにより人生を楽しむことのできる人間を育てる上での目的であると同時に手段でもある。これは、精神的な幸福の象徴である。が、その反面、健全で、教養を備え、熱心に働く者は、物質的な幸福にも恵まれる。このことは、経済および国民福祉の向上と文化の発展とがいかにか深く関係しているかを示している。

国家開発を進める上で、天然資源および自然環境の保護も必要不可欠である。保全能力を超えた天然資源の利用は、資源の不足、飲料水の採掘や供給のような基本的サービスのための経費膨張、生産性の低下など経済的な損失を招く。さらに、精神的幸福の源としての環境の機能を低下させる。

以上の背景により、国家開発計画はプライオリティーを次の5つに絞った。

1. 民主的な政治システムの構築および国家統一・団結の維持

民主的な政治システムの構築および国家統一・団結の維持というプライオリティーは、政治分野および国防・治安分野の開発を通じて行う。政治分野の開発指針は、国内政治、外交関係、行政、コミュニケーション、情報、マスメディアから成り立つ。

開発における第一プライオリティーである政治分野の開発指針は、大まかに言えば、国内政治、すなわち国家の統一・団結を維持し、民主主義の充実をはかるための指針である。外交関係の開発指針の要点は、自由、積極的かつ前向きな姿勢で、国益を重視したインドネシアの外交政策を確立することである。また、コミュニケーション、情報、マスメディアの開発指針は、基本的には、国内外の様々な形態のマスメディアおよび報道メディアを通じたコミュニケーションの役割、および情報網を最大限活用することにより、国民の啓蒙を行い、国家の利益を守ることである。

国防・治安分野の開発指針の概要は、統一国家インドネシア共和国の統一・団結を維持し、国家領土を保全することである。国内治安の開発指針の要点は、公共の秩序を回復し、国内の治安および社会秩序を回復することである。

民主的な政治システムの構築、および統一・団結の維持を並行して進めるにあたり、次の2つが各分野に共通する課題として挙げられる。

a. 国家統一と団結

統一国家インドネシア共和国の一体性を守るためには、十分な民主主義の実現、政党および社会の役割の向上、地方間の経済的均衡、徹底した公正で平等な法の確立、地方における有能な人材の育成といった、開発対象分野のほぼ全体を網羅する取り組みが必要とされる。

b. 秩序および治安の回復

秩序および治安を守るには、各関係者との調整が必要であり、また、癒着・汚職・縁故主義を例とする権力の乱用を一掃した良き統治と行政の確立、社会間・階層間の経済的平等の実現、法の確立、治安当局の人材育成、秩序・治安維持に対する一般社会の協力の奨励、宗教生活の質改善など、さまざまな分野のプログラムを実行する必要がある。

2. 法による統治およびグッド・ガバナンスの確立

法による統治およびグッド・ガバナンスの確立というプライオリティーは、司法分野ならびに政治分野のサブセクターである国政分野の開発を通じて行う。これについては、1999-2004年国策大綱の中に述べられている「司法分野開発の10の指針」がガイドラインとなり、できる限り、実行の成果を測るための詳細な指標も定められる。

「司法分野開発の10の指針」には、宗教法および慣習法を認め尊重し、植民地主義時代の法令、および男女差別を含む差別的な現行法令や、立法面における改革の機運と不適合な現行法令を改めることで、全体的・総合的な法律システムの整備をはかることが挙げられている。法律システムの整備には、特に国民が必要としており、また国民の利益にもつながる、人権に関する国際条約の批准も含まれている。さらに、国際社会のニーズにそった貿易の自由化を迎える準備として、国家の利益を損なうことのない経済活動を支える法令を整備することも極めて重要である。

法的な保障、正義と真実、法治国家の確立、人権尊重などを推進するための一環した法の確立を行うには、外部の干渉を受けない独立した司法機関を築き、迅速かつ簡素、なおかつ低コストで、透明で、癒着・汚職・

縁故主義から解放された司法プロセスを確立する必要がある。また、いまだ完全な解決に至っていない違法行為や人権侵害についての司法プロセスも待たれている。さらに、法の確立の成否を決める大事な要因は、インドネシア共和国警察を含めた法務執行機関要員のモラルとプロフェッショナリズムの向上にあることは論をまたない。これを達成するためには同機関要員の福祉の向上、教育および効果的な監督、そして法務執行機関の設備の充実が必要となる。法務執行機関要員のモラルとプロフェッショナリズムの向上により、法務執行機関に対する社会の信用を高めることができる。

続いて、法治国家確立の枠組みの中で法を遵守する文化を社会の全階層に築くためには、社会生活のすべての側面で基本的人権を理解・自覚し、それを擁護・尊重することが必要となる。

法治国家およびグッド・ガバナンスの確立を優先するにあたり、次の2つが各分野に共通する課題として挙げられる。

a. 法による統治の確立

法による統治の確立は、法律分野だけで行われるのではなく、その他の開発分野と連動している。法治国家確立の具体的な取り組みとして挙げられるのは、法規を改善・改正すること、法を尊重する文化を築くこと、司法機関およびその他の法務執行機関を強化すること、行政者に法的ルールを守る倫理観および責任感を持たせること、教育・宗教を通じ法を尊重する文化を育むこと、そして人的資源の質向上をはかることなどである。

b. グッド・ガバナンスの確立

グッド・ガバナンスの確立は、癒着・汚職・縁故主義や法律違反・人権侵害に関する事件の解決、政府機関を含む社会の福祉改善、社会による監視の強化、癒着・汚職・縁故主義の撲滅、さらには、中央並びに地方行政システム・機構の改善や国家公務員の人数調整を含む組織・管理体制の修正、また、社会により良いサービスを提供すべく行政に関わる人員の労働意欲・道徳観・質の向上など、様々な分野での取り組みにかかっている。

3. 経済再建の促進および国民経済システムに基づく持続的で公正な開発基盤の強化

経済再建の早期達成、および国民経済システムに基づく持続的で公正な開発基盤の強化というプライオリティーは、経済分野ならびに天然資源・自然環境分野の開発を通じて行う。

1999-2004年国策大綱に則った経済分野開発指針は、経済再建の早期達成をはかること、およびサステイナブルな経済開発のための強固な開発基盤を築くことである。これを達成するには、天然資源や生産性と自主性に富む人的資源に支えられた公正な市場メカニズムを拠り所とする国民経済システムの開発を通じて、社会の能力および国家経済力（特に零細・中小企業および協同組合）を高めることが条件となる。

また、経済分野における国家開発計画の総合的なターゲットとしては、2004年までに経済成長率を6~7%まで段階的に引き上げ、インフレ率を3~5%に抑え、失業率を5.1%にまで下げ、貧困層の比率を14%にまで低下させることである。これに続くターゲットは、経済的競争力および効率の改善、相対的な長所 (comparative advantage) に支えられた強固な経済構造の構築、開発施設・インフラの充実および均衡化に示される国家経済力の増強である。

上記の開発の目的およびターゲットを達成するために、経済分野において各種国家開発計画を実行し、経済再建の早期達成および持続的経済開発基盤構築プログラムとして7つのグループに分ける。短期的(1~2年間)には、経済再建の早期達成プログラムおよび経済危機の間に急激に悪化した貧困および失業問題の対策プログラムをプライオリティーとする。また中期の経済開発プライオリティーは、サステイナブルな経済開発基盤の確立とする。

7つのプログラム分類は次の通りである。第1は、貧困削減と社会の基本的ニーズの充足である。短期のプライオリティーは、低所得層に対する経済危機の影響を軽減すること、貧困削減、雇用機会の拡大、および労働者保護のための策を講じることである。中期の課題は、労働者の質および生産性の改善、社会保障シ

システムの段階的改善、農業・食料・灌漑の開発に努めることである。農業・食料・灌漑の開発は、各農地に適した改良品種の開発、地域・社会の状態に合った機械化、給水条件に適した灌漑設備の設置、および農業の活発化などを通して農民の生産性を高めることを意味する。さらに、農民の生産性の向上が、農民および農村社会の福祉改善に結びつくことが望まれる。

第2は、国民経済システムの柱として零細・中小企業および協同組合を開発し、開発に対する社会の参加を高めることである。短期のプライオリティーは、中小企業および協同組合の抱える負債の早期完済を達成し、中小企業および協同組合に貢献する環境を築き、中小企業および協同組合の資金調達ルートを発達させることである。また、中期のプライオリティーは、生産的資源に対する中小企業および協同組合のアクセスを高め、中小企業および協同組合の独立経営力を開発することである。

第3は、経済および金融の安定をはかり、経済再建の早期達成および持続可能な経済成長にとって極めて重要な投資や輸出の増大を刺激する環境を造ることである。短期のプライオリティーは、マクロおよびミクロ経済の調整・同調化を進めること、銀行および民間債務の再編を早めること、国家歳入を増やすと共に歳出を有効活用すること、段階的な経済的地方分権化をはかり中央政府と地方政府の間のマクロ経済および財政上の均衡を維持することである。また、銀行による融資機能を回復し、実体経済を活性化するために、銀行の資本再構成および民間債務返済を早期実行しなければならない。中期のプライオリティーとしては、国家歳入を増大させ、公的債務管理の効率化をはかり、銀行に対する管理・監視を強化し、銀行以外の金融機関を開発し、危機の発生を阻止すべく民間債務の増大に対する監視を徹底する。

第4は、観光を含む非石油・ガス品目の輸出を伸ばし、国際的経済力を高めるために、競争力を強化することである。そのために、短期プライオリティーとして、国内外に存在する商業上の障壁を取り除いて稼動していない産業キャパシティーを活性化し、商業分野の予算を拡大し、また輸出産品および観光の促進・開発に取り組む。中期プライオリティーとしては、科学技術の進歩に支えられた競争力のある産業の開発、市場の強化などにより、全体的な競争力を高めることである。

第5は、経済再建の早期実現を目指し、特に融資よりも資本参加に基づいた投資を推進することである。短期のプライオリティーとしては、投資許認可の効率を高め、資本市場の開発・強化をはかり、また国内外における民間の参加を推進する。中期プライオリティーとしては、国営企業の再編を行う。国営企業の民営化は、売却価格を上げるためにあらかじめ業務および財政の再編を行った上で実行する。

第6は、経済開発を支える設備・インフラ（輸送機関、郵便、通信、IT、電気、エネルギー・鉱業、灌漑）の整備である。資源には限界があるため、公共設備・インフラの管理および修復を通して、公共サービスに対する社会や経済界の需要を満たすためにこれらのサービスの質の維持することを短期プライオリティーとする。中期プライオリティーとしては、公共設備・インフラの再編および改革を続行することである。その目的は、公共サービスの効率を高めること、一般社会と経済界に対してインフラ整備という分野での新たなビジネス・チャンスを開くこと、さらに公共設備・インフラに対する一般社会のアクセスを高めて、経済・社会活動を促進することである。

第7は、環境の維持および保護に配慮した天然資源の活用である。水・海洋・大気・鉱物・森林といった天然資源は、最適条件のもとで利用するよう努力しなければならない。天然資源の利用に際しては地元社会の利益も保護されるべきであり、よって自然保護の原則と、地元社会の固有の知識および権利の保護に基づいた社会福祉の改善を目指す意味で、地元社会が天然資源の恩恵を享受できる方法が開拓されなければならない。そのための短期プライオリティーとされるのは、天然資源利用の効率と生産性を高めること、利用状況の監視および保安を徹底すること、投資家にとっての法の確実性を保証するために法規の整備・徹底をはかること、および天然資源を保護することである。中期プライオリティーは、天然資源の更生・保全、天然資源についての情報および情報獲得手段の開発、天然資源の利用およびその監視への社会の参加を促進することである。

続いて、天然資源・環境分野における1999-2004年国策大綱の指針は、天然資源を運用し、環境の活力に従った保護を進めることにより、世代を超えた国民のための福祉改善に努めることである。その他、経済分野における開発指針の中で天然資源・環境と関連のあるものとしては、水産農業国としての比較上の長所（農

業全般、林業、鉱業、観光産業、小規模工業および手工業といった地方別の優良産業)に基づく競争力をつけながら、テクノロジーに見合ったグローバル志向の経済開発を推進することが求められる。

上記の指針を考慮し、天然資源・環境分野における開発のターゲットとして打ち出されるのは、より良く、より健全な環境の中で生きる国民の福祉を高めつつ、公正かつ持続性のある天然資源および環境の管理・運用を達成することである。

国民経済システムを要とした経済再建の早期実現、および持続的で公正な開発基盤の強化を開発のプライオリティーとする中で、全分野共通の課題としては次の4つの事項が挙げられる。

a. 貧困問題への取り組み

貧困問題は国家の基本的な問題であり、いかなる理由にせよ、対策を先延ばしにすることは許されない。この問題の解決のために、全分野が共通してまず取り組むべき課題は、小規模事業家の経済活動の前提となる治安および秩序の改善、人口増加の抑制、貧困層の大多数にまで行き渡る経済開発、個人の尊厳と生産性の向上を支える教育・医療サービスの充実、社会保障システムの開発、小企業および協同組合の資金調達アクセス・ルートの改善、農業および農村の開発である。

b. 国民経済システムの開発

ここで開発しようとする国民経済システムとは、消費者・事業主・労働者など社会のすべての構成要員が持つあらゆる可能性を引き出すことのできるシステムであり、この場合、人種・宗教・ジェンダー／男女の差別なく誰もが、生活レベルの向上を目指し各種経済活動に活発に参加するための同等の機会を与えられることを意味する。全分野共通の課題となるのは、平等な法制度の確立、健全な事業環境の創造、社会のエンパワメントと擁護、人的資源の開発、開発資源へのアクセスの向上である。

c. 安定した国家経済の建設

経済危機を脱出し、経済再建を早期に実現し、開発のための経済的基盤を確立するためには、経済の安定を維持するために必要な政情の平穏を保ち、経済開発のための国際的支援を求め、行政機関を整備し、癒着・汚職・縁故主義の掃蕩をはかり、法令の改正、法の確立と司法権の強化、社会による監視の徹底、地方開発の促進などを通して国家経済の安定を達成することが全分野共通の課題となる。

d. 環境保護

環境保護における全分野共通の課題は、環境に優しいテクノロジーを開発・応用すること、教育を通じ社会一般に責任感を芽生えさせること、貧困層の福祉を改善すること、法の確立と法務執行機関の整備、社会の参加を促進すること、環境を重視する文化を根づかせることである。

4. 国民福祉の向上、宗教生活の質的改善、活力ある文化の創出

開発プライオリティーとして、国民の福祉を確立し、宗教生活の質を改善し、活力ある文化を創出する。そのために、宗教分野、教育分野、および社会・文化分野の開発を実行する。

宗教分野の開発指針の概要は、社会生活および国政における道徳的、精神的、倫理的な基盤としての宗教の機能・役割・地位を活用すること、宗教教育の質を改善すること、異なる宗教の信者間の共和を高めること、信仰者の宗教実践の便宜をはかること、生活上の変化に起因する混乱を解決するための宗教組織の役割と機能を高めることである。

教育分野の開発指針の概要は、教育機会の拡張と均衡化、教育者の質および福祉の改善、価値・品行・能力の養成センターとしての教育機関の育成、カリキュラムの改正や教育の地方分権化を含む教育システムの改新・改良、科学技術および芸術の進歩に則した教育機関の質の改善、および人的資源開発の早期実行である。

科学技術の開発にあたっては、科学技術を研究し、科学技術分野の人材を増やし、その能力を開発するた

めのプログラムを実行する。また、経済界ならびに社会の需要に合った公共研究開発機関の育成、質／数共に十分な研究開発分野の人材の形成を容易にする風土を作ること、および研究開発機関の科学技術サービスの自立性と能力を伸ばすことを目的とした科学技術自立・優良プログラムを実行する。

1999-2004年国策大綱による社会保健・福祉開発指針の概要は、保健優先のアプローチ、保健機関・サービスの質改善、労働者社会保障システムの開発、社会の自己保全能力の開発、高齢者・障害者を尊重する社会の確立、社会問題の当事者・弱者に対する国民の関心の向上、麻薬や違法薬物の売買・誤用の撲滅、および障害者を対象とした便宜の充実により、人的資源および環境の改善をはかることである。

社会・文化分野の開発の目的は、基本的な需要を満たすことを最重要視しながら、豊かで尊厳のある生活に象徴される国民福祉を実現することである。一般的なターゲットとしては、平均寿命を67.9歳まで引き上げ、人口増加率を1.39%に、女性1人当たりの平均出生児数を2.4人に、人口1000人当たりの死亡率を6.83人に抑え、社会・文化の活力を強化し、女性の地位および役割を高め、青年層の活発な参加を促し、スポーツの普及と国民のスポーツ能力向上をはかる。

文化・芸術・観光の開発指針の概要は、社会・住民の主体的な能力の開発（エンパワメント）に基づいた、国民文化の開発・育成、インドネシア文化の価値の考察、文化的価値に対する判断力の増進、自由な芸術活動の促進、インドネシア映画界の活性化、および観光開発に貢献する伝統文化・芸術の育成に取り組むことである。

女性の地位・役割向上のための指針は、国民生活および国政の中での女性の地位・役割、および女性組織の質と独立性を高めることである。

青年・スポーツの開発においては、スポーツ文化を育むこと、スポーツ能力・記録向上のための人材育成、若い世代の育成にとって良好な環境の創出、若い世代の起業精神を育てること、青年を麻薬・違法薬物より守ることをその指針とする。

国民福祉の確立、宗教生活の質の改善、および活力ある文化の創出を優先課題としてひとまとめにした場合、全分野の共通課題となるのは次のような事項である。

a. 国民の育成

国民の育成を目標とした全分野共通の戦略として、教育レベルの向上、健康状態・社会福祉の現状に示された国民の生活の質向上に努める。ここで言う社会福祉の中には、家族という単位の質的向上、および環境の活力に従った人口の分散および移動を含む。

b. 人的資源および科学技術の育成

全分野共通の戦略としては、宗教・教育分野の開発を通してモラルと技能を持った人的資源を育て、技術関連サービスを通じて研究組織と社会との相互関係を築き、知的財産権に対する認識を高める。

c. ジェンダー概念の普及（主流化）

女性の能力を開発するための戦略として、政府機関および社会組織を巻き込んだ、全開発分野におけるジェンダー概念の普及（主流化）を実行する。

5. 地方開発の推進

開発プライオリティーとして、早期実現を目指した地方開発を推進する。1999-2004年国策大綱に述べられている地方開発指針の概要は、広範に渡り、実質的で責任のある地方自治を推進すること、州・県／市・村の地方自治政策を研究すること、許認可・投資・資源利用の地方分権化を通じて、地方の利益を重視しつつ中央・地方間の財政的均衡を達成すること、広範に渡り、実質的で責任のある地方自治を実施するために地方議会（DPRD）の機能・役割を高めることである。

昨今の状況および1999-2004年国策大綱の方針から考えると、今後5年間の地方開発の目的は次の4項目にまとめられる。

- (1) 地方の能力を向上させることで地方自治をより有効なものとし、それにより行政を改善し、公共サービスの効果・効率を伸ばし、社会のイニシアチブおよび参加を高めること。
- (2) 地方経済開発、農村・都市開発、後進・辺境地域開発、宅地開発、空間・土地整備を通じ地域潜在能力の開発を進め、それにより国家経済再建および持続可能な開発基盤強化を支援すると同時に、地方間における経済成長均衡化の早期実現をはかる。
- (3) 現地社会組織の強化、貧困削減、社会保護、一般社会の自給自足能力の向上をはかることで住民の能力開発を促進し、住民が経済・社会・政治活動に参加する権利を獲得・利用することを助成する。
- (4) 現地社会の民意・能力・文化、および民族の統一と団結の原則に基づき、アチェ特別州、イリアン・ジャヤ州、マルク州の抱える問題の早期解決に努める。具体的には、当該社会の社会経済状況の復興および発展、政治問題および人権侵害問題の解決、地方政府の能力改善に取り組む。

次に、地方開発推進における全分野共通の課題を述べる。

a. 地方自治の早期実現と安定化。

地方分権を求める声が益々高まっているが、これには、インドネシア共和国という枠組みに収まった文化の豊かさと多様性をもとに、社会・経済・政治・法的な民族のまとまりを保持する慎重な取り組みが必要となる。対策としては、地方分権のガイドラインとなる法令を準備・確立し、地方官吏のプロフェッショナルイズムの確立により地方政府の能力を高める。また、政府の組織能力および管理能力を改善し、公平かつバランスの取れたかたちで中央・地方間の財政的均衡をはかることで地方政府の財力を固め、更に地方により大きな権限を与え、社会／住民の能力や天然資源・自然環境の潜在力および保護を考慮しつつ、地方収入源を開拓する。

b. 地域間開発

これは、以下のような課題と関連する。

- ・ 地方経済の発展と居住地域・都市・農村・急成長地域・後進・辺境地域の開発を助長するためのさまざまな政策を通して、地方の潜在力および能力を活性化するための地域開発を行う。
- ・ また、社会／住民の生活改善能力を高める。

これらの課題の主旨は、雇用・起業機会を高め、経済主体者間、村落・都市間、地方間、地域間の相互利益に基づく経済的関係および協力体制を築くために、各地方の相対的長所と競争力を伸ばし、全地方における開発均衡の早期実現をはかることである。この目的を達成するためには、空間・土地整備に関する政策を活用し、自然環境の保全と活力を考慮する必要がある。

C. 国家開発計画

国家開発計画は、1999-2004年国策大綱が述べる9つの分野の開発指針に基づき編成される。同計画の実施は、前述の全分野共通課題を含む5つの基本的な問題の解決を目指すものである。これらの計画の詳細については第3章～第9章に述べる。

第3章 司法分野の開発

A. 総論

本章では、国家開発の第2のプライオリティーである、法による統治およびグッド・ガバナンスの確立のための政策ならびにプログラムについて述べる。

正義と平等性を重んじ、普遍的な人権を尊重する法治国家確立の作業は現在暗礁に乗り上げている。その原因は、過去の政権が作りあげた法令の多くが、民意や、宗教法・慣習法に則った開発需要に対応していなかったことにある。国家立法プログラム (Prolegnas) はさほど芳しい効果を上げなかったため、重複した内容の法令が数多く制定され、中には公正さに欠けるものもあった。さらに、法規・法令制定プロセスにおける国民の能動的な参加を過去の政府が抑制したことも、法の開発にあたり是正を要する課題である。そのため、国家立法プログラムの役割を高めることで、宗教法・慣習法を尊重し民意を反映した法令を制定する必要がある。その他の取り組みとしては、政府と国民議会(DPR)による法令制定メカニズムの改善を進める必要がある。

司法機関は、独立した機関として何者の影響も受けずクリーンかつプロフェッショナルであるべきだが、現時点においてその理想は達成されていない。これは、裁判の決定に対する政府や第三者の干渉がある以外に、法の執行機関の質・プロフェッショナリズム・モラルがまだ低いことが原因となっている。そのため、社会正義の最後の砦であるべき司法機関に対する社会の信用は低下する一方となっている。それ以外にも、警察・検察庁・国家公務員調査機関 (PPNS) といった法の執行機関のパフォーマンスがプロフェッショナリズムおよび清廉さを示していないため、法の確立を弱体化させている。法務執行機関の設備・インフラも最適条件からは程遠い状態にあり、国民が希求する社会正義を反映した最大限の法の確立を極めて困難にしている。司法機関およびその他の法務執行機関の能力拡大(エンパワメント)をはかり、それらの機関の質および能力、すなわちプロフェッショナリズム・潔癖性・独立性・モラルを高めるためには、法務執行機関における人員の採用・昇格システムを改善し、それらの機関の言動に対するより大きなチェック機能を国民に与える体制を築く必要がある。さらに、法の執行に携わる者の福祉を高め、生活の安定を保証することも重要である。一方、法治国家確立の取り組みにおいては、組織としての警察および検察庁の位置付けが完全に独立していないことが、効果的で、一貫した、公正な法の確立を妨げている。

司法に対する国民の不信感を高めている原因の一つは、癒着・汚職・縁故主義および人権侵害に関連する多くの事件が未解決のまま放置されていることである。これを解消するために、癒着・汚職・縁故主義および人権侵害関連の未解決事件の一覧をつくり、それらに対する法的手続きのフォローアップを行う必要がある。その他に必要とされる取り組みは、法の執行機関、特に警察・検察庁・裁判所・刑務所の能力拡大(エンパワメント)をはかることである。また、貧困層への法的支援も法の開発において実行すべきプライオリティーの一つである。

共同体同士の暴力的抗争や、政府機関に対する社会の暴力的反乱は、文化的価値観の希薄化や法に対する認識の低下による法の軽視や、権力・職権の乱用によってもたらされている。また、国民および政府機関に対する法令制定前後の啓蒙活動の不備が、しばしば、国民と法の執行機関を含む政府機関との間に、法令についての解釈の相違を生んでいる。こうした状況を解決するためには、法を尊重する文化の形成を目指し、すべての階層の国民の法に対する理解と認識を高め、個々の権利・義務の重要性を理解することが必要である。

B. 政策指針

1999-2004年国策大綱(GBHN)に則った司法の開発の指針は、次のとおりである。

1. 法治国家を確立する上で、法を尊重・遵守する文化を社会の全階層に浸透させる。

2. 宗教法および慣習法を認め尊重し、植民地主義時代の法令、および男女差別を含む差別的な現行法令や立法面における改革の機運と不適合な現行法令を改めることで、全体的・総合的な法律システムの整備をはかる。
3. 法の確実性、公正さと正義、法のもとでの平等性を保証し、人権を尊重するための一貫した法の確立を行う。
4. 国民の需要および利益に沿った人権に関する国際条約の批准を続行する。
5. 国民の信用を得るため、法務執行機関の福祉・設備・インフラ・教育の充実をはかり、効果的な監視を実行することで、インドネシア共和国警察を含む法の執行機関のモラルおよびプロフェッショナリズムを高める。
6. 権力者を含むあらゆる外部の影響を受けない、独立した司法機関を築く。
7. 貿易の自由化に向け、国家の利益を損なうことのない、経済活動をサポートする法令を開発する。
8. 迅速かつ簡素で、低コスト、透明で、癒着・汚職・縁故主義から解放された、公平で正義に基づく司法プロセスを実行する。
9. 生活のあらゆる側面において基本的人権に対する理解・認識を深め、またこれを擁護・尊重する文化を築く。
10. 未解決の法・人権侵害事件の法的処理を貫徹する。

C. 開発プログラム

1. 法制度整備プログラム

このプログラムの目的は、法治国家の確立であり、特に、すでに社会の現状とは矛盾する植民地主義時代の法令や現行法を改正することである。

このプログラムの目標は、民意および開発のニーズにマッチした法令の整備である。

このプログラムの基本活動は以下の通りである。

1. 宗教法ならびに慣習法を認め尊重すると共に、民意を反映できる法令制定の手順を定めた法律を制定する。
2. 1945年憲法第5条(1)ならびに第20条の改正に即して、法令制定に関する政府と国民議会(DPR)の関係を改善する。
3. 国家立法プログラム(Prolegnas)の役割を高める。
4. 政策決定における国民の情報アクセスを高めることにより、市民社会を強化するための、地方分権を支持する法令を整備する。
5. 貿易の自由化に備えた経済活動の支持、生態系の活力の維持、自然環境の機能保護、現地共同体の保護に繋がる法令の改正・改善を行う。
6. 各種国際条約のうち、特に基本的人権や、女性、労働者の権利保護・拡大に関する条約を批准する。
7. 中央および地方の教育機関、法律研究機関、法律家組織、および市民団体の法律研究についての調整・協力を推進する。
8. 法律サービスに関連する法令を改正する。
9. 各組織・政府機関の法案作成者の増員と質向上をはかる。

2. 司法機関およびその他の法務執行機関の能力拡大プログラム

司法機関およびその他の法務執行機関の能力拡大プログラムの目的は、司法機関および警察・検察庁・国家公務員調査機関(PPNS)といった法務執行機関の役割とイメージに対する国民の信用の回復である。これは、プロフェッショナルで、清廉で、高いモラルを備えた裁判官ならびにその他の法務執行要員の養成を通して法治国家を確立することを意味する。

このプログラムの目標は、権力者および第三者の影響から解放され、自立し、なおかつ迅速・簡素・低コストの原則を守る司法機関およびその他の法務執行機関の確立である。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

1. 統合的な司法管理と実務の監視および改善に対する国民の参加を容易にするため、オープンな方法で司法プロセスの監視を高める。

2. 裁判官および他の法務執行要員の採用・昇進システムをより厳重にし、採用・昇進のプロセスが、適正能力と透明性を原則に進められることを監視する。
3. 裁判官および検察官・警察官・国家公務員調査官といった法務執行要員の福祉を改善する。具体的には、任務・権限・責任に見合った生活の需要を満たすことのできる給与手当を保証する。
4. 監視機能を持つ司法委員会もしくは裁判官倫理委員会を結成する。司法委員会もしくは裁判官倫理委員会は自立した組織とし、高潔な人格を備えた者をメンバーに選出する。
5. 裁判官および他の法務執行要員、特に国家公務員調査庁と警察、警察と検察庁の任務・権限を整合させ、統合的な刑事司法システムを築く。
6. 国家行政裁判所(PTUN)の管轄範囲を県/市レベルまで拡大する。また、地方自治の実施を支援するために国家行政裁判所判事の質を改善する。
7. 倫理規範を最大限に高め、弁護士ならびに公証人の役割を高める。
8. 法律教育分野のカリキュラムを改善し、プロフェッショナルで、高潔で、高いモラルを備えた法務執行要員を育てる。
9. 大学内外において、法律分野の高等教育および訓練を実施する。これらの教育・訓練は学位取得課程および非学位(ノン・ディグリー)課程の双方を含む。またこれらの教育・訓練では、知的財産権、環境、契約作成、交渉技術など、経済再建に役立つ分野を優先する。
10. 商業裁判の管轄範囲を拡張し、商業裁判判事の知識・見識を高め、商業裁判判事のうちキャリア、ノン・キャリア双方を含めた臨時(Ad Hoc)裁判官を増やす。
11. 他の法務執行要員の参考になるような法理学上の新たな発見を達成すべく裁判官の質を向上させる。
12. 癒着・汚職・縁故主義および人権侵害関連事件を取り扱う上で、法務執行要員、特に警察・検察庁・裁判所・更生保護施設要員のモラル・姿勢・行動を徹底改善し、司法プロセスにおける権威・権力の乱用を阻止する。
13. 最高裁判所に山積している未解決の上告審理事件数を減らす。
14. 司法管区別の事件数をデータ化し、それに基づき適切な数の裁判官を各地方へ配置する。
15. 法廷外の代替紛争解決法(ADR: Alternative Dispute Resolution)を体系化すると共に、法廷内での調停手段を改善する。また、法廷と連携した代替紛争解決手段を開発する。
16. 司法機関の国民に対する責任体系を改善する。また、国民が、法廷の判決に容易にアクセスできるシステムを作り、判事団の間に見解の相違(dissenting opinion)があったか否かを確認することができるようにする。
17. 関連法令に対する再審理権(judicial review)の行使に関する最高裁判所の役割を高める。
18. 裁判所、検察庁、警察、更生保護施設、国家刑務所、国家押収物品保管所、職能訓練施設、その他法的サービス機関の設備・インフラを拡充する。
19. 人口に比例した警察官の増員をはかり、警察組織のプロフェッショナルリズムおよび公共に対するサービスを改善する。
20. 科学技術の進歩を利用して法律関連資料・情報ネットワークシステム(SJDI)および法律図書館の役割を高め、それを支える人材の開発を進める。
21. 犯罪歴を持つ者が正常な社会生活に復帰できるよう、更生保護施設内外で更生の指導を実施する。
22. 特に辺境地に居住する貧困層を対象とした法的支援を拡充する。
23. 知的財産権、法人、国籍、入国管理の分野における法的サービスの質を改善する。
24. 外国人出入国管理分野の法の確立を推進する。

3. 癒着・汚職・縁故主義および人権侵害事件の解決に関するプログラム

このプログラムの目的は、インドネシアにおける法および人権の確立に対する国民の信用を取り戻すことである。

プログラムの目標は、癒着・汚職・縁故主義および人権侵害に関連する未解決事件を法的に解決することである。

このプログラムの基本的な活動を以下の通りである。

1. 癒着・汚職・縁故主義および人権侵害と関わる犯罪行為の疑いがある案件で、法的処理を行う事件のリストにまだ掲載されていないものを、活字・電子メディア、インターネット、さらに癒着・汚職・縁故主義と人権侵害事件を担当する機関を通じて調査する。
2. 司法機関の特殊活動を通して法の確立を進める。
3. 一般刑事犯罪および特別刑事犯罪についての統計作成および分析を実施する。
4. 国家資産の返却という決定がなされた癒着・汚職・縁故主義関連事件の解決を促進する。
5. 癒着・汚職・縁故主義および人権侵害事件の解決に関して技術的な管理を実施する。

4. 法に対する認識の向上と法を尊重する文化造りのためのプログラム

このプログラムの目的は、国民および法務執行機関の法全般に対する認識を改め、法の執行機関の役割・機能に対する社会の信用を高めることである。これにより、社会全体に法を尊重する文化を浸透させる。

このプログラムの目標は、国民および政府要員の権利・義務についての認識度を高め、さまざまな開発方針策定プロセスへの国民の参加を向上させることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

1. 適切な法令、方法を用い、対話を重視した方法で事件を解決するため、法的な問題を分類する。
2. 法に対する認識を高める手段の1つとして、地方文化の持つ価値観を利用する。政府組織と社会組織の間の対話を促進することで、より民主的な法認識の強化策を策定する。また、これにより、社会組織の法に対する認識と役割を高める。
3. 国民としての権利行使および義務遂行に対する認識を高める。また、国民および政府要員に、法を尊重する文化を根づかせる。
4. 社会各層の法に対する認識を高めるにあたり、より近代的な情報メディアの利用を促進する。

D. 司法分野の開発プログラムのマトリックス表

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
1.	<p>1. 宗教法および慣習法を認め尊重し、植民地主義時代の法令、および男女差別を含む差別的な現行法令や立法面における改革の機運と不適合な現行法令を改めることで、全体的・総合的な法律システムの整備をはかる。</p> <p>2. 貿易の自由化に向け、国家の利益を損なうことのない、経済活動をサポートする法令を開発する。</p> <p>3. 国民の需要および利益に沿った人権に関する国際条約の批准を続行する。</p>	<p>法令の整備</p>	<p>I. 国家立法プログラム(Prolegnas)の役割・機能の向上</p> <p>II. 政府機関とその他の法律研究機関による法律研究結果が活用されるようになる</p> <p>III. 有能な法案作成者の増加</p> <p>IV. 以下の各分野関連法令の制定/改正</p> <p>A. 法務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事訴訟法に関する1981年法律第8号の改正法の制定 2. 刑法典(KUHP)に関する1946年法律第4号の改正法の制定 3. 最高裁判所に関する1946年法律第4号の改正法の制定 4. インドネシア共和国検察庁に関する1991年法律第5号の改正法の制定 5. インドネシア共和国国家警察に関する1997年法律第28号の改正法の制定 6. 知的財産権に関連する法令の改正法の制定 7. 麻薬に関する1997年法律第22号の改正法の制定 8. 恩赦に関する1950年法律第1号の改正法の制定 9. 一般司法に関する1986年法律第2号の改正法の制定 10. 国家行政裁判所(PTUN)に関する1986年法律第5号の改正法の制定 11. 軍事司法に関する1997年法律第33号の改正法の制定 12. 土地利用の基本的規則に関する1960年法律第5号の改正法の制定 13. 軍事刑法に関する1947年法律第39号の改正法の制定 14. 民事訴訟法に関する法律の制定 15. 民法典に関する法律の制定 16. 法廷侮辱罪に関する法律の制定 17. 上級裁判の権限に関する法律の制定 18. 人権裁判に関する法律の制定 19. 裁判官倫理規範に関する法律の制定 20. 弁護士に関する法律の制定 21. 公証人に関する法律の制定 22. 文化遺産監督庁(BHP)に関する法律の制定 23. 苦情処理委員会(オムブズマン)に関する法律の制定 24. 法律制定における政府・国民議会間の良好な協力関係に関する法律の制定 25. 児童保護に関する法律の制定 26. 土地所有権に関する法律の制定

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			<p>27. 公益のための土地徴用に関する法律の制定</p> <p>28. 法令基本規程に関する法律の制定 (AB の代替)</p> <p>29. 遺産発掘に関する法律の制定</p> <p>30. 財団に関する法律の制定</p> <p>31. 汚職行為撲滅委員会に関する法律の制定</p> <p>32. 証人擁護に関する法律の制定</p> <p>B. 経済</p> <p>33. 小企業に関する1995年法律第9号の改正法の制定</p> <p>34. 株式会社に関する1995年法律第1号の改正法の制定</p> <p>35. 会社登記義務に関する1982年法律第3号の改正法の制定</p> <p>36. 銀行に関する1998年法律第10号の改正法の制定</p> <p>37. 地方税および地方徴収金に関する1987年法律第18号の改正法の制定</p> <p>38. 資本市場に関する1995年法律第8号の改正法の制定</p> <p>39. 国内投資企業 (PMDN) に関する1967年法律第1号および1968年法律第6号の改正法の制定</p> <p>40. 電力に関する1985年法律第15号の改正法の制定</p> <p>41. 破産に関する1998年法律第4号の改正法の制定</p> <p>42. 観光に関する1990年法律第9号の改正法の制定</p> <p>43. 銀行融資に関する法律の制定</p> <p>44. 債券に関する法律の制定</p> <p>45. 銀行再建に関する法律の制定</p> <p>46. 銀行清算に関する法律の制定</p> <p>47. 国有企業 (BUMN) に関する法律の制定</p> <p>48. 地方政府企業に関する法律の制定</p> <p>49. 商業に関する法律の制定</p> <p>50. 国家財務に関する法律の制定</p> <p>51. 2001-2004年国家予算に関する法律の制定</p> <p>52. 国家予算編成手順に関する法律の制定</p> <p>53. マネーロンダリングに関する法律の制定</p> <p>54. 外国借款に関する法律の制定</p> <p>55. 情報技術 (Cyber Law) に関する法律の制定</p> <p>56. 国庫出納に関する法律の制定 (ICWの代替)</p> <p>57. 税務司法機関に関する法律の制定</p> <p>58. 国家財務責任調査に関する法律の制定</p> <p>59. 税務関連法の改正法の制定</p> <p>C. 政治</p> <p>60. 政党に関する2000年法律第2号の改正法</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			<p>の制定</p> <p>61. 出入国管理に関する1992年法律第9号の改正法の制定</p> <p>62. 総選挙に関する2000年法律第4号の改正法の制定</p> <p>63. 国民協議会、国民議会、地方議会の構成および地位に関する1999年法律第4号の改正法の制定</p> <p>64. 報道に関する1997年法律第24号の改正法の制定</p> <p>65. インドネシア共和国軍人規律法に関する1997年法律第26号の改正法の制定</p> <p>66. インドネシア共和国軍人に関する1988年法律第2号の改正法の制定</p> <p>67. 犯罪者の本国送還に関する1979年法律第1号の改正法の制定</p> <p>68. 公文書基本規程に関する1971年法律第7号の改正法の制定</p> <p>69. 社会組織に関する1985年法律第8号の改正法の制定</p> <p>70. 公務員要項に関する1999年法律第43号の改正法の制定</p> <p>71. 真相究明および和解に関する法律の制定</p> <p>72. 大統領府に関する法律の制定</p> <p>73. 議会侮辱罪に関する法律の制定</p> <p>74. 国民議会・地方議会議員に対する警察の措置に関する法律の制定</p> <p>75. 中央政府に関する法律の制定</p> <p>76. 地方公務員（在地方国家公務員ならびに地方公務員）に関する法律の制定</p> <p>77. 行政倫理に関する法律の制定</p> <p>78. 国民参加に関する法律の制定</p> <p>79. 公文書提出義務に関する法律の制定</p> <p>80. 情報公開に関する法律の制定</p> <p>81. インドネシア共和国警察官に関する法律の制定</p> <p>82. 国家高等機関の相互関係に関する法律の制定</p> <p>D. 宗教</p> <p>83. 婚姻に関する1974年法律第1号の改正法の制定</p> <p>84. 喜捨（Zakat）の運用に関する1999年法律第38号の改正法の制定</p> <p>85. 宗教者間の共和に関する法律の制定</p> <p>86. 宗教法の適用に関する法律の制定</p> <p>E. 教育</p> <p>87. 国民教育システムに関する1989年法律第2号の改正法の制定</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			<p>F. 社会・文化</p> <p>88. 違法薬物に関する1997年法律第5号の改正法の制定</p> <p>89. インドネシア共和国国籍に関する1962年法律第58号の改正法の制定</p> <p>90. 保健に関する1992年法律第23号の改正法の制定</p> <p>91. 住宅・居住地に関する1992年法律第4号の改正法の制定</p> <p>92. 労働問題に関する法律の制定</p> <p>93. 女性の権利について定める法令の制定</p> <p>94. 国民の保健維持の保障に関する法律の制定</p> <p>95. 医療業務に関する法律の制定</p> <p>96. 労働問題に関連する国際条約の批准に関する法律の制定</p> <p>97. 女子・幼年労働の禁止に関する国際条約の批准</p> <p>98. 1969年国際条約法に関するウィーン協定の承認に関する国際条約の批准</p> <p>99. (1) 公民権・政治権に関する国際規約 (ICCPR)(2)経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約 (ICESCR)(3)ジェノサイド防止条約(4)1926年奴隷に関する条約(5)移動労働者とその家族の保護に関する国際条約(6)人身売買・性的搾取禁止条約の批准</p> <p>100. 文化遺産の不法取引・輸出入・譲渡禁止および防止に関する1976年国際条約の批准</p> <p>101. 難民の地位に関する1951年条約の批准</p> <p>G. 地方開発</p> <p>102. 地方政府に関する1999年法律第22号の改正法の制定</p> <p>103. 区画整理に関する1992年法律第24号の改正法の制定</p> <p>104. 地方行政区域の廃止、合併、拡張に関する法律の制定</p> <p>105. アチェ地方自治に関する法律の制定</p> <p>106. イリアンジャヤ特別地方自治に関する法律の制定</p> <p>H. 天然資源と自然環境</p> <p>107. 鉱業基本要項に関する1967年法律第11号の改正法の制定</p> <p>108. 石油・天然ガスに関する法律(1971年法律第8号、1969年代替政令第44PRP号、1962年法律第15号)の改正法の制定</p> <p>109. 自然環境の管理に関する1997年法律第23号の改正法の制定(1999年法律第22号との整合)</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			110. 生物資源・生態系の保全に関する1990年法律第5号の改正法の制定 111. 水産に関する1985年法律第9号の改正法の制定 112. 天然資源運用に関する法律の制定 113. 農作物の品種保護に関する法律の制定 114. 海洋に関する法律の制定 115. 酪農および家畜の保健に関する法律の制定 116. エネルギーに関する法律の制定 I. 国防・保安 117. インドネシア共和国国防治安要項に関する1982年法律第20号の改正法の制定 118. 危険事態に関する法律の制定 119. 国家機密に関する法律の制定 120. インドネシア共和国の国境に関する法律の制定
2.	1. 国民の信用を得るため、法務執行機関の福祉・設備・インフラ・教育の充実をはかり、効果的な監視を実行することで、インドネシア共和国警察を含む法の執行機関のモラルおよびプロフェッショナリズムを高める。 2. 権力者を含むあらゆる外部の影響を受けない、独立した司法機関を築く。 3. 迅速かつ簡素で、低コスト、透明で、癒着・汚職・縁故主義から解放された、公平で正義に基づく司法プロセスを実行する。	司法機関およびその他の法務執行機関の能力拡大(エンパワメント)	1. 裁判官およびその他の法務執行要員のプロフェッショナリズム、人格、モラルが高まる 2. 裁判官およびその他の法務執行要員の給料手当引上げ 3. 法務執行要員、特に警察官の増員 4. 司法機関およびその他の法務執行機関の設備・インフラの拡充 5. 最高裁判所による司法機関取りまとめ機能の実現 6. 監視機能を持つ司法委員会もしくは裁判官倫理委員会を結成する 7. 最高裁判所に山積している未解決の上告審理事件の数を減らす 8. 司法管区別の事件数データを利用し、それに基づき適切な数の裁判官が各地方へ配置される 9. 国民による法廷外の代替紛争解決法の利用が増加する 10. 最高裁判所による関連法令をめぐる再審理権(judicial review)の行使が増加する 11. 社会貧困層へ法的支援を行うためのより良いメカニズムが構築される
3.	1. 法の確実性、公正さと正義、法のもとの平等性を保証し、人権を尊重するための一貫した法の確立を行う。 2. 未解決の法・人権侵害事件の法的処理を貫徹する。	癒着・汚職・縁故主義および人権侵害事件の解決	1. 法律と人権の確立における政府および非政府機関の役割が高まる 2. 癒着・汚職・縁故主義関連事件の解決が増加 3. 人権侵害事件の解決が増加 4. 法律と人権確立に対する国民の信用の高まり 5. 癒着・汚職・縁故主義および人権侵害事件解決への一般社会および法務執行機関による協力の増加 6. 癒着・汚職・縁故主義事件関与により懲戒・

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			懲役および資産押収に処された裁判官および法務執行要員の増加 7. アチェ、マルク、イリアン・ジャヤ、ボソ、ランブン、タンジュンプリオクの法律・人権侵害事件の解決
4.	1. 法治国家を確立する上で、法を尊重・遵守する文化を社会の全階層に浸透させる。 2. 生活のあらゆる側面において基本的人権に対する理解・認識を深め、またこれを擁護・尊重する文化を築く。	法に対する意識向上、法を尊重する文化の開発	1. 一般社会の法認識を高めるために対話を重視したアプローチが策定される 2. 国民の権利・義務に対する認識の高まり 3. 違反や犯罪発生率の低下 4. 法令に対する国民の親近感の強化 5. 開発政策策定プロセスに対する国民の参加の高まり 6. 法に対する国民の信用の高まり